

藤 岡 市
第 1 0 期分別収集計画

令和 4 年 6 月

森林環境部清掃センター

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 計画策定の意義 | 1 |
| 2. 計画の基本的方向 | 2 |
| 3. 計画期間 | 2 |
| 4. 対象品目 | 2 |
| 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第2号) | 2 |
| 6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) | 3 |
| 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) | 5 |
| 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み | 6 |
| 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込 み算定方法 (法第8条第2項第4号) | 7 |
| 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) | 8 |
| 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) | 9 |
| 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号) | 10 |

藤岡市の分別収集計画

令和4年6月15日

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、本市においては、最終処分場の確保の困難性に鑑み、最終処分場の延命のため、焼却灰の資源化を実施しているが、それとともにリサイクルが可能な品目を増やし、更なるリサイクル化を推し進めることが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方法を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ①市民、事業者、行政が一体となった快適なまちづくり
- ②ごみの排出抑制、リサイクルを目指した地域社会づくり
- ③容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ④すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ⑤容器包装廃棄物以外の資源化を促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 容器包装廃棄物 | 5,282.60t | 5,231.90t | 5,179.50t | 5,126.30t | 5,072.70t |

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・減量等推進審議会

学識経験者、住民代表、事業者代表、廃棄物処理業者及び行政で組織する廃棄物減量等推進審議会において一般廃棄物減量等清掃事業に関する重要な事項を審議する。

・再資源化事業補助制度

自治会、PTA、子供会などの市内の再資源化推進団体が再資源化対象物を収集し、リサイクルルートに乗せることに對し補助金を交付し、ごみの再資源化及び減量化を推進する。

・教育、啓発活動

廃棄物に関する意識の高揚を図るため、ごみ処理施設の開放などあらゆる機会を通じて、市民、事業者に対しごみ排出量、処理経費などを示し、リサイクル推進の必要性などの認識を高める。

また、教育の一環として小学4年生へ副読本等を配布し、ごみの排出抑制、分別排出などの普及に関する啓発活動を積極的に進める。

買い物袋の持参運動マイバッグキャンペーンを推進することにより、スーパーマーケット等の小売包装の抑制を行う。

一般家庭向けには、資源ごみの正しい分け方・出し方の冊子・ごみの出し方カレンダーの全世帯配布により資源回収への排出を啓発し、資源物の一般ごみへの混入を抑制する。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を図る。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

- ・その他のごみ減量化施策として次の事業を行う。

清掃センター内のリサイクルプラザにて家庭で不用となった品物を展示・提供する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、藤岡市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

| 分別収集する容器包装の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|---|-------------------------------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 缶 |
| 主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 | ガラスびん類 (生きビン・透明ビン ・茶ビン・その他ビン) |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミが利用されているものを除く。） | 飲料用紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | 段ボール |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | 飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの | ペットボトル以外のプラスチック製容器包装 |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

| 品目 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | | 令和9年度 | |
|-----------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| スチール缶 | 54.7 | t | 54.2 | t | 53.6 | t | 53.1 | t | 52.5 | t |
| アルミ缶 | 72.8 | t | 72.1 | t | 71.4 | t | 70.6 | t | 69.9 | t |
| 無色ガラス | (合計) 106.7 t | | (合計) 105.7 t | | (合計) 104.6 t | | (合計) 103.6 t | | (合計) 102.5 t | |
| | (引渡額) 106.7 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 105.7 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 104.6 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 103.6 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 102.5 t | (独自処理額) 0.0 t |
| 茶色ガラス | (合計) 123.2 t | | (合計) 122.0 t | | (合計) 120.8 t | | (合計) 119.6 t | | (合計) 118.3 t | |
| | (引渡額) 123.2 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 122.0 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 120.8 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 119.6 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 118.3 t | (独自処理額) 0.0 t |
| その他ガラス | (合計) 51.2 t | | (合計) 50.7 t | | (合計) 50.2 t | | (合計) 49.7 t | | (合計) 49.2 t | |
| | (引渡額) 51.2 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 50.7 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 50.2 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 49.7 t | (独自処理額) 0.0 t | (引渡額) 49.2 t | (独自処理額) 0.0 t |
| 紙パック | 9.2 | t | 9.1 | t | 9.0 | t | 8.9 | t | 8.8 | t |
| 段ボール | 501.3 | t | 496.4 | t | 491.5 | t | 486.5 | t | 481.3 | t |
| その他紙 | (合計) 82.4 t | | (合計) 81.6 t | | (合計) 80.8 t | | (合計) 80.0 t | | (合計) 79.1 t | |
| | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 82.4 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 81.6 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 80.8 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 80.0 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 79.1 t |
| ペットボトル | (合計) 144.0 t | | (合計) 142.6 t | | (合計) 141.1 t | | (合計) 139.7 t | | (合計) 138.2 t | |
| | (引渡額) 130.1 t | (独自処理額) 13.9 t | (引渡額) 128.8 t | (独自処理額) 13.7 t | (引渡額) 127.6 t | (独自処理額) 13.6 t | (引渡額) 126.3 t | (独自処理額) 13.4 t | (引渡額) 124.9 t | (独自処理額) 13.3 t |
| その他プラスチック | (合計) 8.8 t | | (合計) 8.7 t | | (合計) 8.6 t | | (合計) 8.5 t | | (合計) 8.4 t | |
| | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 8.8 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 8.7 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 8.6 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 8.5 t | (引渡額) 0.0 t | (独自処理額) 8.4 t |
| うち白色トレイ | (合計) t | | (合計) t | | (合計) t | | (合計) t | | (合計) t | |
| | (引渡額) t | (独自処理額) t | (引渡額) t | (独自処理額) t | (引渡額) t | (独自処理額) t | (引渡額) t | (独自処理額) t | (引渡額) t | (独自処理額) t |

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは以下の式で決定する。

$$\text{主務省令で定める物の量の見込み} = \text{直前年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、第5次藤岡市総合計画の推計値を使用し、次のとおり設定した。

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 61,424人 (対前年比) | 60,831人 (対前年比) | 60,226人 (対前年比) | 59,609人 (対前年比) | 58,982人 (対前年比) |
| 99.07% | 99.03% | 99.01% | 98.98% | 98.95% |

○令和3年度の分別基準適合物の収集実績は以下のとおりである。

| 主としてスチール製の容器 | 主としてアルミ製の容器 | 無色のガラス製容器 | 茶色のガラス製容器 | その他のガラス製容器 |
|--------------|-------------|-----------|-----------|------------|
| 56.34 t | 75.14 t | 110.76 t | 127.86 t | 53.15 t |

| | | | | |
|--|--------------|------------------------|--|-----------------------------------|
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 主として段ボール製の容器 | 主として紙製の容器包装であって左記以外のもの | 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 主としてプラスチック製の容器包装であって左記以外のもののうちトレイ |
| 9.39 t | 520.55 t | 85.51 t | 149.79 t | 9.12 t |

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現在本市では、缶類、びん類、ペットボトル、トレイを民間業者へ委託している。飲料用紙パック、紙製容器包装については市の職員で分別収集を実施している。

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりであるが、市民団体による集団回収やスーパー店頭回収についても引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管の段階 | 備考 |
|------------|---------------------|------------|-------------|----------|----|
| 缶 | スチール缶 | 缶類 | 民間委託による定期回収 | 市 | |
| | アルミ缶 | | | | |
| びん | 生きびん | びん類 | 民間委託による定期回収 | 市 | |
| | 透明びん | | | | |
| | 茶びん | | | | |
| | その他びん | | | | |
| 紙 | 飲料用紙パック | 紙パック | 市による定期回収 | 市・民間業者 | |
| | 段ボール | 紙類 | 市による定期回収 | 市・民間業者 | |
| | 紙製容器包装 | 紙類 | 市による定期回収 | 市・民間業者 | |
| プラスチック | ペットボトル | ペットボトル | 民間委託による定期回収 | 市 | |
| | ペットボトル以外のプラスチック容器包装 | トレイ | 民間委託による定期回収 | 市 | |

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶（スチール・アルミ）・びん（生きびん・透明びん・茶びん・その他びん）については、現在の清掃センター施設内で選別・圧縮・保管を続けて行う。また、ペットボトルについても、センター内で選別・圧縮・保管を継続し、トレイ・飲料用紙パック・段ボール・紙製容器包装についても、選別・梱包・保管をセンター内で継続して行う。

分別収集の用に供する施設計画

| 分別収集する容器廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | 収集容器 | 収集車 | 中間処理 |
|-------------------------|------------|------|-----------------|-------------|
| スチール缶 アルミ缶 | 缶 | コンテナ | 3.5トン 平ボディー車 | 選別・圧縮 施設 |
| 生きびん | びん類 | コンテナ | 3.5トン 平ボディー車 | 市施設 |
| 透明びん | | | | |
| 茶色びん | | | | |
| その他びん | | | | |
| 紙パック | 紙パック | 縛る | | |
| 段ボール | 紙類 | 縛る | パッカー車 | ストックヤード |
| 紙製容器包装 | 紙類 | 縛る | パッカー車 | ストックヤード |
| ペットボトル | ペットボトル | コンテナ | 3.5トン 平ボディー | 圧縮施設 |
| ペットボトル以外の プラスチック容器包装 | トレイ | 網 | | ストックヤード |

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会の充実、推進体制の整備をする。
- ・ 分別指導管理者を各行政区と委託契約を行い、分別指導を徹底していく。
- ・ 自治会等市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、ホームページ等に掲載する。3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行いホームページ等に掲載する。